

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 15 日
九州地方整備局長
森田 康夫

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別 及びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 7 年 1 月 10 日	西田 典理 一級建築士 第 223609 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和 7 年 1 月 10 日	坂本 幸造 一級建築士 第 144926 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。

処分をした 年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別 及びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和7年 1月10日	鳥谷 日出夫 一級建築士 第 86361 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年 1月10日	西 幸一郎 一級建築士 第 306030 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。
令和7年 1月10日	木下 義徳 一級建築士 第 147161 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 の規定により同条第 1 号に定める講習（以下「定期講習」という。）を受けなければならないにもかかわらず、定期講習を受けていないため、文書注意を受けたにもかかわらず、令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、同条の規定に違反し、なお特段の理由もなく定期講習を受けていない。